

平成 30 年度の予算編成等に向けた諸課題

平成 29 年 8 月 29 日
全 国 市 長 会

1. 大規模災害への対応

今般の記録的な豪雨により、九州北部地方や秋田県などにおいて、河川の氾濫や土砂崩れなど甚大な被害が発生したことから、被災地の復旧・復興対策等に係る財政負担の軽減を図るため、国庫補助金や特別交付税をはじめとする地方財政措置など十分な財政支援を講じること。

2. 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保等

- 地方の財政需要に的確に対応できるよう、必要となる一般財源総額を確保すること。
- 地方交付税については、その総額を確保するとともに、恒常的な財源不足については、臨時財政対策債に頼ることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革により対応すること。
- 地方の基金の増加をもって地財計画の歳出を適正化すべきとの議論は、地方財政の実態を踏まえていないものと言わざるを得ない。地方では国を大きく上回る行財政改革を行いながら、地域の課題に対処するため、自らの責任と判断によって財政運営しており、地方財政に余裕があるかのような議論は断じて容認できない。
- 地方創生の実現に向け、地方の実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充・継続すること。

3. 社会保障の基盤づくり

- 「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成 31 年 10 月に予定されている消費税率 10%への引上げを確実に行うこと。併せて、引上げまでの間においても、既に地方が取り組んでいる子ども子育て等社会保障充実のための施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。
- 国保制度改革の実施に当たっては、社会保障制度改革推進本部決定(H28.12.22)により確約した財政支援について、国の責任において確実にを行うこと。

4. 地方税財源の確保

- 森林環境税(仮称)については、地方の意見を十分踏まえ、創設に向けた具体的な制度設計を進めること。その制度設計に当たっては、税収を全額地方の税財源とし、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理すること。また、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえてしっかりと調整すること。
- ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備など、ゴルフ場が所在することによる特有の行政需要に対応するとともに、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付され、特に財源の乏しい中山間地域等の団体にとって貴重な財源であることから現行制度を堅持すること。
- 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。